

○電源開発に係る地点の指定について

平成十六年九月十日

閣議了解

第百五十六回通常国会において「電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律」が成立し、国の電源開発基本計画を規定した電源開発促進法が廃止されたが、電源開発に当たっては、電源開発の促進のため引き続き必要となる地元合意形成や関係省庁における許認可の円滑化など、これまで電源開発基本計画が有してきた意義や機能を承継する代替措置を講ずる必要がある。このため、国は、推進することが特に重要な電源開発に係る地点の指定を行うこととし、その手続きを下記のとおり定めることとする。

なお、電源立地の円滑な推進を図るために創設された要対策重要電源（総合エネルギー対策推進閣僚会議（昭和五十二年六月七日）の了解に基づき経済産業大臣が指定する地点をいう。）等の制度についても抜本的な見直しを行うこととする。

記

1. 地球環境問題への対応に配慮しつつ、電力の安定供給確保を図るため、国際情勢の変化による影響を受けることが少ない、発電過程において二酸化炭素を排出しない、長期継続的に安定した運転が可能であるなどの特性を有する原子力、水力、地熱等の電源開発に係る地点を事業者の求めに応じて経済産業大臣が指定する。
2. 地点の指定に当たっては、地元合意形成を図るため、地元の都道府県知事の意見を聴くこととする。また、関係省庁における許認可の円滑化等を図るため、関係省庁の協議連絡の場を設けることとする。
3. 地点の指定に当たっては、電源開発に係る計画の具体化が確実なこと、地元市町村の首長の同意が得られていること等の要件を設けることとし、指定に当たっての手続き等とともに別途定めることとする。

○重要電源開発地点の指定に関する規程

平成十七年二月十八日
経済産業省告示 第三十一号

「電源開発に係る地点の指定について」（平成十六年九月十日閣議了解）に従い、電源開発の円滑な推進を図るために、重要電源開発地点の指定に関する規程を次のように定める。

重要電源開発地点の指定に関する規程

（総則）

第一条 本規程は、「電源開発に係る地点の指定について」（平成十六年九月十日閣議了解）に基づき、推進することが特に重要な電源開発の円滑な推進を図るため、重要電源開発地点の指定に関する必要な手続を定める。

（対象電源）

第二条 重要電源開発地点の指定の対象となる電源（以下「対象電源」という。）は、原子力、水力、地熱及び火力（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）とする。

2 対象電源の要件は、次のとおりとする。

一 原子力

すべての発電施設

二 水力

次のいずれかに該当するもの

① 最大出力一万キロワット以上の発電施設

② ダム又は堰の設置を伴う発電施設

③ 新たに河川流況の変化が生じる発電施設

三 地熱

最大出力一万キロワット以上の発電施設

四 火力（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）

最大出力一万キロワット以上の発電施設

（対象事業者）

第三条 重要電源開発地点の指定を申請することができる事業者は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者（以下「事業者」という。）とする。

（指定）

第四条 電源開発を行う者であつて、かつ、重要電源開発地点の指定を申請する事業者（以下「申請者」という。）は、申請する地点に関する次に掲げる事項を記載した重要電源開発地点指定申請書（以下「申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 電源開発を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - 二 発電所の名称（設備番号を含む。）、位置及び発電原動力の種別（水力発電所にあつては、これらの事項の他、発電に利用する河川又は湖沼の名称）
 - 三 原子力発電所にあつては、軽水減速軽水冷却沸騰水型、改良型軽水減速軽水冷却沸騰水型、軽水減速軽水冷却加圧水型及び改良型軽水減速軽水冷却加圧水型の別、水力発電所にあつては、ダム式及び水路式の別、地熱発電所及び火力発電所にあつては、復水式、背圧式等の別
 - 四 ダム式の水力発電所にあつては、ダムの位置、計画最高水位及び取水口の位置、水路式の水力発電所にあつては、取水口及び放水口の位置
 - 五 発電施設の最大出力
 - 六 申請時点までの立地に関する計画の主要経緯
 - 七 地元の立地に関する状況及び申請する地点の所在地を管轄する市町村長の同意の状況
 - 八 指定申請の理由
- 2 前項の申請書には、申請する地点の電源開発の計画に関する説明書を添付しなければならない。
- 3 資源エネルギー庁長官は、第一項の申請があつた場合には、あらかじめ、重要電源開発地点の指定が行われる前に申請された地点の所在地を管轄する都道府県知事に対して、申請された地点に係る意見の照会を行わなければならない。
- 4 資源エネルギー庁長官は、第一項の申請があつた場合には、あらかじめ、重要電源開発地点の指定が行われる前に関係府省における協議連絡の場において、申請された地点について審議を行わなければならない。
- 5 経済産業大臣は、第一項の申請があつた場合には、その申請された地点が次に掲げる要件に適合していると認められるときは、指定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

- 一 一般電気事業者及び卸電気事業者においては、申請する地点の電源について電気事業法第二十九条第一項に規定する供給計画に記載がされていること。
 - 二 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に基づく対象事業となっている場合は、その手続きが終了していること。
 - 三 原子力発電の立地に係る公開ヒアリング（第一次公開ヒアリング）が終了していること。
 - 四 電源開発の計画の具体化が確実な電源であること。
 - 五 電力需給対策上重要な電源であること。
 - 六 申請された地点の所在地を管轄する市町村長の同意が得られていること。
 - 七 第三項の意見照会に対する申請された地点の所在地を管轄する都道府県知事の意向について考慮がなされていること。
 - 八 指定により立地の促進が図られると見込まれること。
 - 九 国土の総合的な開発・利用の見地から適切な考慮がなされ、国土の総合開発計画、地域の開発・整備計画等との調和が図られるものであること。
 - 十 国土の保全、歴史的環境の保護・保存との調和及び農林水産業等との調和が図られるものであること。
 - 十一 人の健康の保護及び生活環境の保全並びに自然環境の保全等の環境の保全が図られるものであること。
 - 十二 前項の協議連絡の場において関係府省の同意が得られていること。
- 6 経済産業大臣は、前項の指定を行ったときは、遅滞なく、当該指定を行った重要電源開発地点の名称及び第一項第一号から第五号までの事項（法人の場合、代表者の氏名を除く。）を公表するものとする。
 - 7 前項に規定する公表は、官報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

（変更）

- 第五条 重要電源開発地点の指定を受けた事業者（以下「地点の指定を受けた事業者」という。）が、前条第一項第一号から第五号までの事項を変更しようとする場合は、重要電源開発地点変更申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものであるときは、この限りではない。
- 2 前条第一項から第七項までの規定は、前項の変更の承認に準用する。
 - 3 第一項ただし書の軽微な変更は、前条第一項第一号、第二号（発電所の名称（設備番号を含む。）及び位置の変更（指定された地点が同じで地名の名称の変更に限る。以下同じ。）に限る。）又は第四号（ダム、取水口及び放水口の位置の変更に限る。）を変更しようとする場合とする。

- 4 地点の指定を受けた事業者は、第一項ただし書の場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、法人にあってはその代表者の氏名を変更しようとする場合は、この限りではない。
- 5 経済産業大臣は、前項の報告を受けた場合は、当該報告を受けた事項を公表するものとする。
- 6 前条第七項の規定は、前項の公表に準用する。

(指定の期間)

第六条 第四条第五項の指定の期間は、指定を行った日から運転を開始した日までとする。

(指定の解除)

第七条 経済産業大臣は、地点の指定を受けた事業者が第三条で規定する事業者に該当しないこととなったとき、又は指定を行った重要電源開発地点が第四条第五項に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき、その指定を解除することができるものとする。

- 2 資源エネルギー庁長官は、前項の解除を行うにあたって必要があるときは、あらかじめ、重要電源開発地点の指定の解除が行われる前に指定を行った重要電源開発地点の所在地を管轄する都道府県知事に対して、指定の解除をしようとする地点に係る意見の照会を行うものとする。
- 3 資源エネルギー庁長官は、第一項の解除を行うにあたって必要があるときは、あらかじめ、重要電源開発地点の指定の解除が行われる前に関係府省における協議連絡の場において、指定の解除をしようとする地点について審議を行うものとする。
- 4 経済産業大臣は、第一項の解除を行ったときは、その旨を地点の指定を受けた事業者に通知し、公表するものとする。
- 5 第四条第七項の規定は、前項の公表に準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成十七年二月十八日から施行する。

(地点の指定の特例)

第二条 経済産業大臣は、現に平成十四年度電源開発基本計画に含まれている電源（運転開始、方式変更、最大出力の変更及び計画中止した電源を除く。）であつて、第二条に規定する対象電源については、第四条第一項から第五項までの規定にかかわらず、重要電源開発地点として指定することができる。

- 2 経済産業大臣は、前項の指定を行ったときは、遅滞なく、当該指定を行った重要電源開発地点の名称及び第四条第一項第一号から第五号までの事項（法人の場合、代表者の氏名を除く。）を公表するものとする。
- 3 第四条第七項の規定は、前項の公表に準用する。

附 則

この告示は、電気事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○重要電源促進地点の指定に関する規程

平成十七年二月十八日

平成 17・02・02 資庁第一号

「電源開発に係る地点の指定について」（平成十六年九月十日閣議了解）を踏まえ、電源開発の円滑な推進を図るために、重要電源促進地点の指定に関する規程を次のように定める。

（総則）

第一条 本規程は、「電源開発に係る地点の指定について」（平成十六年九月十日閣議了解）に基づき、推進することが特に重要な電源開発に係る地点における円滑な調査及び建設に資するため、重要電源促進地点の指定に関する必要な手続を定める。

（対象電源）

第二条 重要電源促進地点の指定の対象となる電源（以下「対象電源」という。）は、原子力、水力、地熱及び火力（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）とする。

2 対象電源の要件は、次のとおりとする。

（1）原子力

すべての発電施設

（2）水力

最大出力一万キロワット以上の発電施設

（3）地熱

最大出力一万キロワット以上の発電施設

（4）火力（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）

最大出力一万キロワット以上の発電施設

（対象事業者）

第三条 重要電源促進地点の指定を申請することができる事業者は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者（以下「事業者」という。）とする。

（指定）

第四条 電源開発を行う者であつて、かつ、重要電源促進地点の指定を申請する事業者（以下「申請者」という。）は、申請する地点に関する次に掲げる事項を記載した重要電源促進地点指定申請書を資源エネルギー庁長官に提出しなければならない。

- (1) 電源開発を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 発電所の名称（設備番号を含む。）、位置及び発電原動力の種類
- (3) 発電施設の最大出力
- (4) 申請時点までの立地に関する計画の主要経緯
- (5) 地元の立地に関する状況及び申請する地点の所在地を管轄する市町村長の同意の状況
- (6) 指定申請の理由

2 資源エネルギー庁長官は、前項の申請があつた場合には、その申請された地点が次に掲げる要件に適合していると認められるときは、指定を行い、その旨を申請者に通知するとともに、併せて、申請された地点の所在地を管轄する市町村長及び都道府県知事へ通知するものとする。

- (1) 申請された地点の発電施設の設置の可能性に関する調査の開始又は予定段階以降の電源開発の計画であること。
- (2) 電源開発の計画の具体化の可能性が高い電源であること。
- (3) 電力需給対策上重要な電源であること。
- (4) 申請された地点の所在地を管轄する市町村長の同意が得られていること。
- (5) 指定により立地の促進が図られると見込まれること。

(変更)

第五条 重要電源促進地点の指定を受けた事業者（以下「地点の指定を受けた事業者」という。）が、前条第一項（1）又は（2）（発電所の名称（設備番号を含む。）及び位置の変更（指定された地点が同じで地名の名称の変更に限る。）に限る。）を変更しようとする場合は、遅滞なく、その旨を資源エネルギー庁長官に報告しなければならない。ただし、法人にあつてはその代表者の氏名を変更しようとする場合は、この限りではない。

(指定の有効期間)

第六条 第四条第二項の指定の期間は、指定を行った日から起算して十年間を経過しない日、又は指定を受けた重要電源促進地点の発電所が運転を開始した日のいずれか早い日までとする。

2 前項の指定の期間の終了後（発電所が、運転開始した日を除く。）、事業者は、第四条第一項により、重要電源促進地点の指定を再度申請することができる。

（指定の解除）

第七条 資源エネルギー庁長官は、次のいずれかに該当するときは、指定を解除することができるものとする。

（1）地点の指定を受けた事業者が第三条で規定する事業者には該当しないこととなったとき

（2）指定を行った重要電源促進地点が、次のいずれかに該当するとき

①発電所の発電原動力の種別を変更したとき

②発電施設の最大出力を第二条第二項で定める最大出力に満たないものに変更したとき

③第四条第二項に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき

④重要電源開発地点の指定に関する規程（平成十七年経済産業省告示第三十一号）第四条第五項の規定により、重要電源開発地点の指定を受けたとき

2 資源エネルギー庁長官は、前項の解除を行ったときは、その旨を地点の指定を受けた事業者へ通知するとともに、併せて、解除された地点の所在地を管轄する市町村長及び都道府県知事へ通知するものとする。

附 則

この規程は、平成二十九年九月十五日から施行する。